

(記載例)

網掛け部分は注意事項

令和□年9月10日

(派遣元)

近畿スタッフ株式会社 御中

(派遣先)

株式会社厚労商事 関西支社
支社長 △△ △△

派遣可能期間の制限(事業所単位の期間制限)に抵触する日の通知

労働者派遣法第26条第4項に基づき、派遣可能期間の制限(事業所単位の期間制限)に抵触することとなる最初の日(以下「抵触日」という。)を、下記のとおり通知します。

記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社 厚労商事 関西支社
大阪府中央区大手前●—●—●

2. 上記事業所の抵触日

令和 11 年4月1日

※令和8年4月1日受入れ開始の場合の例です

3. その他

事業所単位の派遣可能期間を延長した場合は速やかに、労働者派遣法第40条の2第7項に基づき延長後の抵触日を通知します。

事業所の定義

労働者派遣事業関係業務取扱要領 第3の9(3)

- ・ 工場、事務所、店舗等、場所的に独立していること
 - ・ 経営(又は業務)単位として人事、経理、経営(又は業務)上の指導監督・働き方などがある程度独立していること
 - ・ 施設として一定期間継続するものであること
- などの観点から、実態に即して判断されます
(雇用保険の適用事業所に関する考え方と基本的に同一です)